

I. 反対尋問

- 5 1. 検察レジュメ 3 頁 15 行目以下において、「目的物が独立に燃焼を継続しうる段階になれば、すでに公共の危険が生ずる段階に至ったとみることができる」とあるが、何故そのように言えるのか。
2. 検察レジュメ 3 頁 34 行目以下において、火が媒介物たる新聞紙を離れ、化粧シートが独立に燃焼を継続しうる状態になったこと、化粧シートを溶解させたことを評価して焼損を認定しているが、検察側は、本件かご本体に不燃性の建材が用いられていたことをどのように評価しているのか。
- 10 また、「独立に燃焼を継続しうる状態」を考えるにあたって、その継続性は考慮しているか。

15 II. 学説の検討

B 説：重要部分喪失説

検察側と同様の理由により採用しない。

C-1 説：効用喪失説

- 20 検察側と同様の理由により採用しない。

C-2 説：新効用喪失説

検察側と同様の理由により採用しない。

25 D 説：独立燃焼説

独立燃焼説は、焼損を公共の危険の発生と結びつける見解であるといえる。

ここで、公共の危険は、火力が即時に手元にある手段を用いて消化できるという人の支配可能性の範囲を脱したときに認められるが、独立燃焼の開始は、火力が焼損に至る独立の原因力であるということを意味しても、未だ人の支配可能性を脱したことにはならない¹。

- 30 すなわち、独立燃焼のみをもって公共の危険が発生したとはいえない。

また、未だ木造建築が数多く残るわが国の住宅事情に鑑みると、かかる説を採れば放火の既遂時期が早すぎて、未遂犯、特に中止犯を認める余地が狭すぎる²。

よって、弁護側はかかる説を採用しない。

¹ 山中敬一『刑法各論[第三版]』（成文堂、2015年）523頁。

² 大谷實『刑法講義各論[新版第5版]』（成文堂、2019年）390頁。

A 説：毀棄説

焼損とは、火力によって物を損壊するという意味であるから、焼損に達したかどうかを判断するにあたって、目的物自体の毀棄または損壊という意義から離れるべきではなく、目的物の火力による損壊として把握すべきである。

- 5 また、毀棄罪にいう損壊の程度に達すれば、抽象的な公共危険が発生したと解しうるため、かかる説では公共危険犯の側面も包含しているといえる。³
- よって、弁護側は A 説を採用する。

Ⅲ. 本問の検討

10 第 1. 甲の罪責について

1. 甲に現住建造物放火罪(刑法[以下法典名略]108 条)が成立するか。

2. (1) まず、本罪における「建造物」とは、家屋その他これに類する工作物であって、土地に定着し、人の起居出入りに適する構造を有する物体をいうが、エレベーターのかごは土地に定着しているとはいえず、それ自体が建造物とはいえないため、建造物たる A 居住のマンションの一部にあたるかが問題となる。

- 15 (2) 建造物の一部であるかは、毀損せずに取り外すことが可能かという基準によって判断するところ、エレベーターは容易には取り外すことができないものではあるが、毀損せずに取り外すことは可能であるため、本件エレベーターについて本件マンションの一部として建造物性を認めることはできない。

- 20 3. (1) 仮に、本件エレベーターに建造物性が認められるとして、現住建造物である本件マンションの居住部分と一体のものとして、現住性が認められるか。現住建造物の一体性が認められるためには、①延焼の危険を考慮した物理的一体性と②機能的一体性の両方が必要であると解する。

25 (2)ア ①物理的一体性について、本件エレベーターは本件マンションの一部としてその内部に設置されたものであるが、不燃性の建材が用いられており、本件マンションの居住部分に延焼する危険性は、極めて低いものである。そのため、物理的一体性は認められない。

イ② 機能的一体性について、これが認められるためにはマンションの共有部分であるというだけでは足りず、居住部分と一体として利用されていることによって人がそこに居合わせて火災の危険にさらされる可能性が要求されるべきである。これを本件についてみると、

30 本件エレベーターがいわば玄関の延長のように使用されていたという事情はなく、そこで人が害を被る危険性が、居住部分と同等であるということではできなかつたのであるから、機能的一体性は認められない。

(3) したがって、本件エレベーターは本件マンションの居住部分と一体のものといえず、現住性は認められない。

³ 大谷・前掲 390 頁。

4. 以上より、弁護側は本件エレベーターには建造物性及び現住性は認められないものと解するため、以下、甲に他人所有建造物等以外放火罪(110条1項)が成立するかを検討する。
5. (1) 本罪における実行行為である放火行為は、目的物の焼損を惹起せしめる行為、すなわち、点火行為をいい、これは媒体物への点火でもよい。
- 5 (2) 本件において、甲は、本件エレベーターかご内の床に敷かれたガソリンのしみ込んだ新聞紙に、火のついた別の新聞紙を投げつけて、火をつけたのであるから、本件エレベーターの焼損を惹起せしめる行為を行ったといえ、放火行為が認められる。
6. (1) 本罪の既遂時期は「焼損」した時点に求められるところ、本件ではこれが認められるか。
- 10 (2) 「焼損」の意義について、弁護側はA説(毀棄説)を採用するところ、火力によって客体が毀棄罪における「損壊」の程度に損壊され、それが同時に、少なくとも抽象的な公共的危険を含むときに「焼損」があったものと解する。そして、毀棄罪における「損壊」とは、目的物の効用が害された状態をいう。
- (3) 本件において、甲の放火行為は、本件エレベーターのかごの壁面に設置してある化粧シート約0.3平方メートルを溶解、気化させ、一部を喪失させるにとどまり、不燃性の建材が用いられていたかご本体には火は燃え移らなかったというのであるから、本件エレベーターの効用を害したものと認められない。また、化粧シートが溶解する際に人体に有害なガスが少なからず発生したというのであるが、これは火力その物によって生じた危険であるとはいえず、また、不特定又は多数人の生命・身体・財産に対する危険が発生したともいえないため、上記の抽象的な公共的危険が生じたものとも認められない。
- 15 (4) したがって、本件では、火力によって客体が毀棄罪における「損壊」の程度に損壊され、抽象的な公共的危険を含むものとは認められないから、本件エレベーターが「焼損」したものとはいえない。
- 20 7. よって、甲には他人所有建造物等以外放火罪は成立しない。また、本罪には未遂犯を処罰する規定がない(44条、112条)のであるから、同未遂罪も成立しない。
- 25 8. 前述のように、本件エレベーターは毀棄罪における「損壊」の程度には達していないのであるから、甲には建造物損壊罪(260条前段)も成立しない。

第2. 乙の罪責について

乙についても何らの犯罪も成立しない。

- 30 (第3. 仮に、本件エレベーターに建造物性が認められたとしても、現住性が否定され、また、「焼損」結果も発生していないのであるから、甲と乙には、他人所有非現住建造物放火未遂罪[109条1項、112条]の共同正犯[60条]が成立するととどまる。)

IV. 結論

- 35 甲と乙には何らの犯罪も成立しない。

以上